

尼崎市監査公表第 11 号

地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり住民監査請求に基づく勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 2 年 12 月 11 日

尼崎市監査委員 今 西 昭 文
同 藤 川 千 代



尼總企第9190号

令和2年12月9日

尼崎市監査委員

今 西 昭 文 様

藤 川 千 代 様

尼崎市長

稻 村 和 美



尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について（通知）

尼崎市職員措置請求に係る監査結果（尼監第3540号-51）を受けて、尼崎市議会に対して次のとおり措置を講じたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

1 勧告年月日

令和2年11月13日

2 勧告内容

- (1) 市議会に対して、令和元年度に政務活動費を充当した本件会派広報紙につき、規程に照らした適切性の検討結果及びそれを踏まえた市議会の対応について、報告を求めること。

【「本件会派広報紙」一覧】

会派名	会派広報紙
維新の会	Vol. 12、Vol. 13、Vol. 14
あまがさき志誠の会	2019年春号、同夏号、同秋号、2020年新春号
公明党	令和元年初夏号、同夏号、令和2年冬号
日本共産党議員団	第186号、第188号

- (2) 維新の会ホームページについて、「尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について（通知）」（尼總企第4940号）にて要請した項目1・2・3と同様の措置を講じた上で、上記の会派広報紙と同様の対応を求ること。

3 当初措置

(1) 措置年月日

令和2年11月24日

(2) 措置内容

別紙1のとおり

4 当初措置に対する尼崎市議会の対応

別紙2「尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について」(尼議第10039号の2)（以下「報告」という。）のとおり

5 報告を受けての追加措置

(1) 措置年月日

令和2年12月9日

(2) 措置内容

尼崎市議会からの報告を受け、尼崎市議会に対し、別紙3「尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について」(尼総企第9180号)にて、以下のとおり要請しています。

ア 市民への説明責任について

報告中1について、尼崎市議会として、市民への説明責任を果たされたい。

イ ホームページのあり方・基準について

報告中「政務活動費を充てることができるホームページのあり方・基準について幅広く検討を行ってまいります。」としている点について、速やかに取り組まれたい。

以上

尼總企第8480号

令和2年11月24日

尼崎市議会議長

開 康生様

尼崎市長

稻村和美



尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について

○ 尼崎市職員措置請求に係る監査結果（尼監第3540号—51）を受けて、尼崎市議会に次のとおり措置します。

- 1 令和元年度に政務活動費を充当した本件会派広報紙につき、規程に照らした適切性の検討結果及びそれを踏まえた市議会の対応について報告されたい。

【「本件会派広報紙」一覧】

会派名	会派広報紙
維新の会	Vol. 12、Vol. 13、Vol. 14
あまがさき志誠の会	2019年春号、同夏号、同秋号、2020年新春号
公明党	令和元年初夏号、同夏号、令和2年冬号
日本共産党議員団	第186号、第188号

- 2 維新の会ホームページについて、「尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について」（尼總企第4930号）にて要請した項目1・2・3と同様の措置を講じた上で、上記の会派広報紙と同様の対応をされたい。

以上



尼議第 10039 号の 2
令和 2 年 12 月 7 日

尼崎市長

稻村和美様

尼崎市議會議長
開 康 生



尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について

1 まず、第 1 点目の令和元年度に政務活動費を充当した本件会派広報紙につき、規程に照らし適切性の検討結果及びそれを踏まえた市議会の対応について報告します。

(1) 令和 2 年 10 月 8 日に策定した「尼崎市議会政務活動費を充てることができる会派広報紙の作成の基準を定める規程」は、その付則において「令和 2 年 10 月 8 日から施行する。」と明記しており、令和元年度に政務活動費を充当した本件会派広報紙に適用することは考えておりません。

この点につきましては、監査結果の 9 ページ「オ 総務局からの回答要旨」においても「新たに設けられた基準に照らしての判断や基準の見直し等の今後の制度運用については、同基準の制定後に発行した会派広報紙において不適切と判断された事案が生じた場合を想定し、その内容及び対応について市長への報告を要請したものである。なお、上記については、総務局において市長に確認したものである。」と記載されております。

(2) 今回策定した規程は、高裁判決の趣旨を踏まえた上で、高裁判決では言及されていない写真等の面積などについて明確な数値を定め、高裁判決より厳格とも言える基準となっており、その規程に照らし本件会派広報紙の適切性を遡って検討することは理由がないと考えます。

(3) 前回の尼崎市職員措置請求（令和 2 年 4 月 21 日付け）の際に、令和 2 年 7 月 3 日付け尼議第 10019 号で「監査委員と市議会では、当該会派広報紙における『議員個人の氏名、写真、プロフィール』の捉え方に相違がある。」と市長に回答したとおり、本市議会は、本件会派広報紙についても、違法性はないと判断しております。その考えは規程策定後も変わっておりません。

以上により、「規程に照らした適切性の検討」については不合理であることから、「それを踏まえた市議会の対応」についても特に必要があるとは考えておりません。

2 次に、第 2 点目の維新の会のホームページに係る要請項目 1・2・3 への対応といたしましては、市議会として、政務活動費を充てができるホームページのあり方・基準について幅広く検討を行ってまいります。しかしながら、新たに基準を作成した場合でも、その適用は当然、施行日以降に作成されたホームページからとなります。

以上

尼總企第9180号

令和2年12月9日

尼崎市議会議長

開 康 生 様

尼崎市長

稻 村 和 美



尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について

尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について（尼議第100
39号-2）（以下「報告」という。）を受けて、尼崎市議会に対し、次のとおり要請します。

1 市民への説明責任について

報告中1について、尼崎市議会として、市民への説明責任を果たされたい。

2 ホームページのあり方・基準について

報告中「政務活動費を充てることができるホームページのあり方・基準について幅広く
検討を行ってまいります。」としている点について、速やかに取り組まれたい。

以 上